

平成 30 年 2 月 1 日

## 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

東京厚生信用組合

当信用組合は、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針を以下の通りといたします。

### 1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

(理由)

オープンイノベーションの重要性については認識しておりますが、当信用組合での顧客との接点は、Face to Face が中心であることを鑑み、電子決済等代行業者との連携及び協働の実施の開始については時期尚早と考えます。

(方針)

よって、平成 30 年 3 月時点においては電子決済等代行業者との連携及び協働の実施は開始しません。尚、連携及び協働の実施を開始する際は、改めてご案内いたします。

以 上